

＜事務連絡＞
令和4年9月29日

地区及び職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人東京都薬剤師会

薬剤師資格確認証 (HPKI) の発行申請受付けの再開 及び 申請から発行までの流れ等の変更について

来年1月から運用が始まる電子処方箋にあたり、薬剤師資格証 (HPKI) の発行申請の受付が9月26日(月)から始まりましたので、取り急ぎお知らせ申し上げます。

貴会会員の皆様にご案内頂きますようお願い申し上げます。

発行申請にあたっては、日本薬剤師会認証局のホームページから手続きをお願いします。

日本薬剤師認証局 <https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/application.html>

なお、申請から発行・交付までの流れの概要は下記のとおりで、本会では、10月1日(土)の地区・職域薬剤師会会長会の他、本件に関する実務説明会(10月14日(金)18:30～Web開催予定)にて、説明申し上げる予定としています。開催にあたっては、改めてご案内申し上げます。

【申請から発行・交付までの流れの概要】

1. 申請は、薬剤師個人が日本薬剤師会認証局へ書類^{※1,2}を郵送することにより行う。
※1. 書類は、発行申請書と、確認のために必要な必要書類の一式です。
※2. 必要書類は、ホームページ上の設問に従って回答を入力することで添付すべき書類を確認することが可能です。申請書も上記URLで作成可能。
2. 受付けた申請書類を認証局が点検し不備がなければ、「発行費用の払い込み案内」を申請者にメールで連絡、入金を確認し発行手続きに入る。
＜発行費用(税込)は、定価¥26,400・薬剤師会員は¥19,800→
資格証の有効期限は5年。＞
3. 1回の申請により、薬剤師資格証(ICカード)の他に、「セカンド電子証明書^{※3}」も同時に発行する。 ※3. 「セカンド電子証明書」は資格証がない場合でも薬剤師資格証と同等の電子認証が可能となる等の利便性のある電子証明書です。
4. 発行は日本薬剤師会認証局が行い、交付者となる都道府県薬剤師会^{※4}が申請者(薬剤師個人)へ対面で交付する。
※4. 東京都においては、当面は東京都薬剤師会が交付者となり対応します。

【全体の発行スケジュール】

令和4年10月～令和5年1月：6万1千薬局の管理薬剤師への発行

令和5年1月～令和5年3月末：各薬局2人目の薬剤師への発行

令和5年4月以後：薬局に従事する全薬剤師への発行

電子処方箋の円滑な運用のため、まずは、管理薬剤師への発行を急ぐこととなり、当初は日本薬剤師会認証局で発行申請書を確認し、管理薬剤師向けに優先して発行する体制でいるとのこと。